

# 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号

## 許可に関する基準

### 基準

判断基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 p
提案基準 1	[公園、緑地、広場等の空地に接する建築物] ・・・・・・・・	3 p
提案基準 2	[幅員 4 m 以上の道に接する建築物] ・・・・・・・・	4 p
提案基準 3	[幅員 4 m 以上の通路に接する建築物] ・・・・・・・・	5 p
提案基準 4	[幅員 2.7 m 以上の通路に接する戸建て住宅] ・・・・・・・・	6 p
提案基準 5	[幅員 2.7 m 未満 1.8 m 以上の通路に接する戸建て住宅] ・・	7 p
提案基準 6	[幅員 1.8 m 以上の通路に接する農林漁業用倉庫] ・・・・・・・・	8 p
提案基準 7	[幅員 2.7 m 以上の通路に接する建築物] ・・・・・・・・	9 p
提案基準 8	[道路と敷地との間に河川等がある場合] ・・・・・・・・	10 p

平成 30 年 9 月 25 日

羽曳野市都市開発部建築指導課

## 建築基準法第43条第2項第2号の許可に関する判断基準

### (目的)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。以下各提案基準においても同じ。）第43条第2項第2号及び同法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。以下各提案基準基準においても同じ。）第10条の3第4項の規定における許可に関する判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用をはかることを目的とする。

### (対象の原則)

第2 法第43条第2項第2号の規定における許可については、次の各号に掲げるものを対象とする。

- 1 規則第10条の3第4項第1号の基準に適合する敷地は、公園、緑地、広場等の空地に2m以上（法第43条第3項の規定に基づく、大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第4号）の規定に該当する場合は、その長さ。以下、各提案基準においても同じ。）接し通行上支障がないもの。
- 2 規則第10条の3第4項第2号の基準に適合する敷地は、公共の用に供する幅員4m以上の次のいずれかに2m以上接するもの。
  - ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
  - ② 河川等の管理用のもの
  - ③ 国又は地方公共団体の管理するもの
- 3 規則第10条の3第4項第3号の基準に適合する敷地は、次のいずれかのもので道路に通ずる通路等が避難及び通行の安全等に支障のないもの。
  - ① 山間部等で将来とも周辺に建築物の立ち並び（「立ち並び」とは、当該道のみによって接道義務を充足する建築物（の敷地）が複数存在することをいうものとする。以下各提案基準においても同じ。）が想定されない敷地
  - ② 前2項に規定する空地又は道以外の通路に2m以上接する敷地
  - ③ 道路、第2項に規定する道若しくは通路に有効な空地を介して接する敷地

### (判断の原則)

第3 法第43条第2項第2号の規定における交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものについては、次に掲げる事項により判断する。

- 1 申請にかかる建築物の用途、規模等から申請地周辺における通行の状況又は周辺の道路、空地等の幅員からみて交通上支障がないこと。
- 2 申請にかかる建築物の用途、規模等及び当該建築物の敷地の接する空地等の幅員からみて災害時等の避難及び消防活動等に支障をきたすおそれがないこと。
- 3 申請にかかる建築物の周辺の道路、道等の配置の状況から防火上支障がないこと。又は申請にかかる建築物が耐火建築物、準耐火建築物又は防火上有効な措置がなされている建築物であること。
- 4 申請にかかる建築物の敷地に接する空地等を「道路」と読み替えて、通風、採光及び排水等の建築基準関係規定に適合すること。

(提案基準等)

第4 建築審査会に諮問するにあたり、公正かつ、迅速な事務処理を図るため、この基準に定めるところに従い、提案基準及び一括同意基準を別に定める。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成16年4月9日から施行する。

改正 平成25年4月1日

改正 平成30年9月25日

● 提案基準 1

【公園、緑地、広場等の空地に接する建築物】

判断基準第2第1項の規定に該当する空地に接する敷地の建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、法第43条第2項第2号の許可に関する判断基準（以下「判断基準」という。各提案基準において同じ。）第4の規定に基づき判断基準第2第1項に該当する空地に接する敷地の建築物の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次に掲げる空地に2m以上接する敷地における建築物について適用する。

- ① 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園で安定的、日常的に利用可能なものであり、かつ、国又は地方公共団体が所有し管理するもの。
- ② 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条による公園、緑地、広場で安定的、日常的に利用可能なものであり、かつ、地方公共団体が所有し管理するもの。

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 従前の敷地内における建築で既存建築物と同一用途であり、かつ、概ね同一規模であること。
- ② 公園管理施設。

(土地管理者による合意等)

第4 その空地を利用することについて土地管理者の使用承諾等があること。

○ 一括同意基準 1

第1 提案基準 1 に該当するものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

第2 市長は第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告することとする。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成16年4月9日から施行する。

改正

平成30年9月25日

● 提案基準 2

【幅員 4 m以上の道に接する建築物】

判断基準第 2 第 2 項の規定に該当する道に接する敷地の  
建築物の取扱いについて

(趣旨)

第 1 この基準は、判断基準第 4 の規定に基づき、判断基準第 2 第 2 項に該当する道に接する敷地の建築物の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第 2 この基準は、次の道（道路に至るまでの最小幅員が 4 m 以上のものに限る。）に、2 m 以上接する敷地における建築物について適用する。

- ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
- ② 河川等の管理用の道
- ③ 国又は地方公共団体の管理する道

(用途・規模・構造)

第 3 許可に係る建築物は、その敷地が接する道を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(通路の整備等)

第 4 当該道の管理者とその整備等について協議が整っていること。

○ 一括同意基準 2

第 1 提案基準 2 に該当し、かつ、同基準第 4 について側溝等の整備が完了したものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

第 2 市長は第 1 に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告することとする。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成 16 年 4 月 9 日から施行する。

● 提案基準 3

[幅員 4 m以上の通路に接する建築物]

判断基準第2第3項②の規定に該当する幅員が4 m以上の  
通路に接する敷地の建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第4の規定に基づき、判断基準第2第3項②に該当する通路に接する敷地の建築物の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次に掲げる通路（道路に至るまでの最小幅員が4 m以上のものに限る。）に、2 m以上接する敷地における建築物について適用する。

- ① 判断基準第2第2項①から③に掲げるもの及び私有地によって幅員が構成されている通路で平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。
- ② 幅員の構成が全て私有地である場合は、平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、その敷地が接する通路を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(土地所有権者による合意等)

第4 その敷地の接する通路について当該通路部分の所有権を有する者により通路として確保することの合意等があること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 昭和45年6月20日時点において既に立ち並びのある通路。
- ② 第2①に該当する場合で、通路に含まれる判断基準第2第2項①から③の部分の幅員が2.7 m以上のもの。

(通路の整備等)

第5 当該通路の整備を行うこと。

○ 一括同意基準 3

第1 提案基準 3 に該当し、かつ、同基準第5について側溝等の整備が完了したものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

なお、提案基準 3 における第4①の「立ち並び」の判断に際し、袋地の終端において所有者が一である連担する土地に存する二の建築物（共同住宅等多数の居住の用に供する用途の建築物を除く。）の場合を除く。

第2 市長は第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告することとする。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成16年4月9日から施行する。

● 提案基準 4

[幅員2.7m以上の通路に接する戸建て住宅]

判断基準第2第3項②の規定に該当する幅員が2.7m以上の  
通路に接する敷地の戸建て住宅の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第4の規定に基づき、判断基準第2第3項②に該当する通路に接する敷地の戸建て住宅の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次に掲げる通路（道路に至るまでの最小幅員が2.7m以上のものに限る。）に、2m以上接する建築物の敷地について適用する。

- ① 判断基準第2第2項①から③に掲げるもので、全幅員が市認定道路によって構成されている通路。
- ② 判断基準第2第2項①から③に掲げるもの及び私有地によって幅員が構成されている通路で平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。（全幅員が前号以外の判断基準第2第2項①から③に掲げるものを含む。）
- ③ 幅員の構成が全て私有地である場合は、平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、次の全ての規定を満足するものであること。

(1) 次に規定する何れかの用途に供するもの。

- ① 専用住宅（2世帯住宅を含む。）
- ② 兼用住宅（延べ面積の1/2以上を居住の用に供しているもので、住宅以外の用途に供する部分の床面積が50㎡以下のもの。）
- ③ 上記の用途に付属する車庫で50㎡以下のものを含む。

(2) 建築物の高さが10m以下で、かつ、地階を除く階数が3以下であること。

(3) その敷地が接する通路を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(土地所有者による合意等)

第4 その敷地の接する通路について当該通路部分の所有権を有する者により通路として確保することの合意等があること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 昭和45年6月20日時点において既に立ち並びのある通路。
- ② 第2②に該当する場合で、通路に含まれる判断基準第2第2項①から③の部分の幅員が1.8m以上のもの。

(通路の整備等)

第5 法42条第2項の道路と同等の後退整備を行なうこと。ただし、当該通路の全幅員が、市によって管理されている場合は、後退線から敷地側に幅50cmの側溝等を含む余地の確保をすること。

○ 一括同意基準 4

第1 提案基準4に該当し、かつ、同基準第5について次のものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

- ① 後退部分については、許可申請時において通路に準じた整備をし、側溝等により明確にされていること（提案基準第5ただし書きを含む）。
- ② 当該通路が市によって管理される場合、建築物の工事完了時までに当該市への管理移管等が行われる旨の協定、覚書等が交わされていること。  
なお、提案基準4における第4①の「立ち並び」の判断に際し、袋地の終端において所有者が一である連担する土地に存する二の建築物（共同住宅等多数の居住の用に供する用途の建築物を除く。）の場合を除く。

第2 市長は第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告することとする。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成16年4月9日から施行する。

改正 平成17年2月18日

改正 平成25年4月1日

● 提案基準 5

【幅員2.7m未満1.8m以上の通路に接する戸建て住宅】

判断基準第2第3項②の規定に該当する幅員が2.7m未満1.8m以上の通路に接する敷地の戸建て住宅の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第4の規定に基づき、判断基準第2第3項②に該当する通路に接する敷地の戸建て住宅の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次に掲げる通路(道路に至るまでの最小幅員が2.7m未満1.8m以上のものに限る。)に、2m以上接する建築物の敷地について適用する。

- ① 判断基準第2第2項①から③に掲げるもので、全幅員が市認定道路によって構成されている通路。
- ② 判断基準第2第2項①から③に掲げるもの及び私有地によって幅員が構成されている通路で平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。(全幅員が前号以外の判断基準第2第2項①から③に掲げるものを含む。)
- ③ 幅員の構成が全て私有地である場合は、平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、次の全ての規定を満足するものであること。

(1) 次に規定する何れかの用途に供するもの。

- ① 専用住宅(2世帯住宅を含む。)
- ② 兼用住宅(延べ面積の1/2以上を居住の用に供しているもので、住宅以外の用途に供する部分の床面積が50㎡以下のもの。)
- ③ 上記の用途に付属する車庫を設置する場合は30㎡以下で、必要な進入路等が確保されていること。

(2) 建築物の高さが1.0m以下で、かつ、地階を除く階数が3以下であること。

(3) 地階を除く階数が3の建築物については、次のいずれかに該当するもの。ただし、防火地域又は準防火地域外においては外壁の開口部で延焼の恐れのある部分に設ける防火戸その他の防火設備の設置についての規定は、適用しない。

- ア) 耐火建築物
- イ) 準耐火建築物
- ウ) 法施行令第136条の2に適合するもの。
- エ) 外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分を防火構造としたもの。

(4) その敷地が接する通路を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(土地所有権者による合意等)

第4 その敷地の接する通路について当該通路部分の所有権を有する者により通路として確保することの合意等があること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 昭和45年6月20日時点において既に立ち並びのある通路。
- ② 第2②に該当する場合で、通路に含まれる判断基準第2第2項①から③の部分の幅員が1.8m以上のもの。

(通路の整備等)

第5 法42条第2項の道路と同等の後退整備を行なうこと。ただし、当該通路の全幅員が、市によって管理されている場合は、後退線から敷地側に幅50cmの側溝等を含む余地の確保をすること。

○ 一括同意基準 5

第1 提案基準5に該当し、かつ、同基準第5について次のものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

- ① 後退部分については、許可申請時において通路に準じた整備をし、側溝等により明確にされていること(提案基準第5ただし書きを含む)。
- ② 当該通路が市によって管理される場合、建築物の工事完了時までに当該市への管理移管等が行われる旨の協定、覚書等が交わされていること。  
なお、提案基準5における第4①の「立ち並び」の判断に際し、袋地の終端において所有者が一である連担する土地に存する二の建築物(共同住宅等多数の居住の用に供する用途の建築物を除く。)の場合を除く。

第2 市長は第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告することとする。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成16年4月9日から施行する。

改正 平成17年2月18日

改正 平成25年4月1日



● 提案基準 6

[幅員 1. 8m以上の通路に接する農林漁業用倉庫]

判断基準第2第3項②の規定に該当する幅員が1. 8m以上の通路に接する敷地の農林漁業用倉庫の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第4の規定に基づき、判断基準第2第3項②に該当する通路に接する敷地の農林漁業用倉庫の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次に掲げる通路（道路に至るまでの最小幅員が1. 8m以上のものに限る。）に、2m以上接する建築物の敷地について適用する。

- ① 判断基準第2第2項①から③に掲げるもので、全幅員が市認定道路によって構成されている通路。
- ② 判断基準第2第2項①から③に掲げるもの及び私有地によって幅員が構成されている通路で平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。（全幅員が前号以外の判断基準第2第2項①から③に掲げるものを含む。）
- ③ 幅員の構成が全て私有地である場合は、平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、次の全ての規定を満足するものであること。

(1) 次に規定する何れかの用途に供するもの。（延べ面積が100㎡以下のものに限る。）

- ① 居室を有しない農林漁業用倉庫。
- ② 上記の用途に付属する車庫を設置する場合は30㎡以下で、必要な進入口等が確保されていること。
- (2) 建築物の高さが10m以下、軒の高さが7m未満で、かつ地階を除く階数が2以下のもの。
- (3) 敷地面積は300㎡未満であること。ただし、従前の敷地内における建築で既存建築物と同一用途の建築についてはこの限りでない。
- (4) その敷地が接する通路を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(土地所有者による合意等)

第4 その敷地の接する通路について当該通路部分の所有権を有する者により通路として確保することの合意等があること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 昭和45年6月20日時点において既に立ち並びのある通路。
- ② 第2②に該当する場合で、通路に含まれる判断基準第2第2項①から③の部分の幅員が1. 8m以上のもの。

(通路の整備等)

第5 法42条第2項の道路と同等の後退整備を行なうこと。ただし、当該通路の全幅員が、市によって管理されている場合は、後退線から敷地側に幅50cmの側溝等を含む余地の確保をすること。

○ 一括同意基準 6

第1 提案基準 6 に該当し、かつ、同基準第5について次のものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

- ① 後退部分については、許可申請時において通路に準じた整備をし、側溝等により明確にされていること（提案基準第5ただし書きを含む）。
- ② 当該通路が市によって管理される場合、建築物の工事完了時までに当該市への管理移管等が行われる旨の協定、覚書等が交わされていること。  
なお、提案基準 6 における第4①の「立ち並び」の判断に際し、袋地の終端において所有者が一人で連担する土地に存する二の建築物（共同住宅等多数の居住の用に供する用途の建築物を除く。）の場合を除く。

第2 市長は第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告することとする。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成16年4月9日から施行する。

改正 平成17年2月18日

改正 平成25年4月1日

● 提案基準 7

[幅員2.7m以上の通路に接する建築物]

判断基準第2第3項②の規定に該当する幅員が2.7m以上の通路に接する敷地の建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第4の規定に基づき、判断基準第2第3項②に該当する通路に接する敷地の建築物の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次に掲げる通路（道路に至るまでの最小幅員が2.7m以上のものに限る。）に、2m以上接する建築物の敷地について適用する。

- ① 判断基準第2第2項①から③に掲げるもので、全幅員が市認定道路によって構成されている通路。
- ② 判断基準第2第2項①から③に掲げるもの及び私有地によって幅員が構成されている通路で平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。（全幅員が前号以外の判断基準第2第2項①から③に掲げるものを含む。）
- ③ 幅員の構成が全て私有地である場合は、平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある通路。

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、次の全ての規定を満足するものであること。

- ① 建築物の高さが10m以下で、かつ、地階を除く階数が3以下のもので、次のいずれかに該当すること。ただし、軒の高さが7m未満で、かつ階数が2以下のものはこの限りでない。
  - ア) 耐火建築物
  - イ) 準耐火建築物
  - ウ) 法施行令第136条の2に適合するもの。
- ② 敷地面積は300㎡（4戸以内の長屋・共同住宅については500㎡）未満であること。ただし、従前の敷地内における建築で既存建築物と同一用途の建築についてはこの限りでない。
- ③ その敷地が接する通路を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(土地所有者による合意等)

第4 その敷地の接する通路について当該通路部分の所有権を有する者により通路として確保することの合意等があること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 昭和45年6月20日時点において既に立ち並びのある通路。
- ② 第2②に該当する場合で、通路に含まれる判断基準第2第2項①から③の部分の幅員が2.7m以上のもの。
- 2 その敷地の接する通路が袋路状の場合（道路から道路に至るまで最小幅員が2.7m未満で通り抜けているものを含む）は、その敷地から道路に至る最小幅員2.7m以上の通路部分について、所有権を有する者により通路として確保すること及び幅員4m以上に整備することの合意等があること。

(通路の整備等)

第5 法42条第2項の道路と同等の後退整備を行なうこと。ただし、当該通路の全幅員が、市によって管理されている場合は、後退線から敷地側に幅50cmの側溝等を含む余地の確保をすること。

○ 一括同意基準 7

第1 提案基準 7 に該当し、かつ、同基準第5について次のものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

- ① 後退部分については、許可申請時において通路に準じた整備をし、側溝等により明確にされていること（提案基準第5ただし書きを含む）。
- ② 当該通路が市によって管理される場合、建築物の工事完了時まで当該市への管理移管等が行われる旨の協定、覚書等が交わされていること。  
なお、提案基準 7 における第4①の「立ち並び」の判断に際し、袋地の終端において所有者が一である連担する土地に存する二の建築物（共同住宅等多数の居住の用に供する用途の建築物を除く。）の場合を除く。

第2 市長は第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告することとする。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成16年4月9日から施行する。

改正 平成17年2月18日

改正 平成25年4月1日

● 提案基準 8

[道路と敷地との間に河川等がある場合]

判断基準第2第3項③の規定に該当する建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第4の規定に基づき、判断基準第2第3項③の規定に該当するもののうち道路と敷地との間に河川等がある場合の建築物の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、道路と建築物の敷地との間に、次に掲げるものを介して道路に2m以上接する敷地における建築物について適用する。

- ① 河川等の橋等。ただし、小さな水路で管理者による占用許可、施工承認等を得て、通路橋を含めて一団の敷地と認められる場合は、道路に接するものとみなし、法第43条第1項本文の要件をみたすものとする。
- ② 道路事業又は街路事業による道路予定地。ただし、法第42条第1項第4号による指定が困難な場合に限る。
- ③ 都市計画法第29条の許可により築造される道路予定地。
- ④ 立ち並びのない里道（道路と並走した一体のものを除く。）

(用途・規模・構造)

第3 第2②及び③の許可に係る建築物は、その敷地が接する道路予定地を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(橋、道路予定地、里道の整備等)

第4 許可に係る橋、道路予定地、里道の整備等にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 河川等の管理者による占用許可、施工承認等により築造された橋、若しくは当該管理者により築造されたもので通行上支障がないこと。あるいは、その築造について当該河川管理者と協議が整っていること。
- ② 道路事業又は街路事業の道路予定地については、拡幅予定のもので国又は地方公共団体が買収済の空地で、土地の管理者の使用承諾等があること。
- ③ 都市計画法第29条の許可により築造される道路予定地については、同法第37条の承認可能なものとする。
- ④ 里道については、管理者の施工承認等があるものであること。

○ 一括同意基準 8

第1 提案基準 8 に該当し、かつ、次のものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

- ① 同基準第4①について、許可申請時に築造されている橋で通行上支障ないもの。
- ② 同基準第4②について、許可申請時に道路にいたるまでの道路予定地が通行上支障ないもの。
- ③ 同基準第4③について、都市計画法第37条の承認時に道路にいたるまでの道路予定地が通行上支障ないもの。
- ④ 同基準第4④について、許可申請時に敷地から道路に至るまでの里道が通行上支障のないもの。

第2 市長は第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告することとする。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成16年4月9日から施行する。

改正

平成28年8月30日